

2016年度奨学生募集要綱

1. 募集人員	約100名
2. 応募資格	愛知県下に所在する私立高校に在学し、経済的理由により修学が困難な者。
3. 貸与の期間	1カ年間（ただし、次年度での再出願を妨げない）
4. 貸与金額	年額120,000円
5. 出願の手続	<p>1) 奨学金の貸与を希望する者は、つぎに掲げる書類を在学高校の校長に提出し、その推薦を受ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 奨学生採用願書（第1号様式）</p> <p><input type="checkbox"/> 奨学生推薦書（第2号様式）</p> <p><input type="checkbox"/> 奨学金振込口座届（第3号様式）※本人名義の口座に限る。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村発行の課税所得証明書</p> <p>2) 校長は実情を調査の上、適当と認められる者について奨学生推薦書（第2号様式）を作成し、前項の書類とともに財団事務局へ提出する。</p> <p>3) 財団が必要と認めるときは、前項に掲げる以外の書類を添付させることがある。</p>
6. 奨学生の採用	奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て財団理事長が決定し、その結果を、学校長を通じ本人に通知する。
7. 奨学金の交付	採用決定後、一括して交付する。交付は本人に銀行振込にて送金する。
8. 返還方法	<p>1) 基本として、高校卒業後6ヵ月間を据え置いたのち、同年10月から月々10,000円ずつの月賦返還とする。</p> <p>2) 以下のような事由があるとき、願い出により返還期間を猶予できる。</p> <p>① 専門学校・大学・大学院等に進学するとき。</p> <p>② 災害・傷病などにより返還が困難なとき。</p> <p>③ その他真にやむを得ない理由によって返還が著しく困難なとき。</p> <p>3) 基本の月賦金額で返還が困難であるとき、願い出により減額することが可能である。※減額返還は、月賦金額を減額するもので、返還総額が減額されるものではない。</p> <p>4) 月賦金額の増額や一括返還も可能であり、その場合は願い出を必要としない。</p>
9. 返還の免除	死亡、不具疾病、その他特別の理由のあるときは、奨学生選考委員会の議を経て奨学金の全部または一部の返還を免除する。
10. 応募締め切り	2016年6月30日（金） 但し、家庭の経済的事情の急変等により随時応募を受けつける。
11. 選考結果通知	随時
12. 奨学金の貸与	随時
13. 申し込み及び問い合わせ先	公益財団法人愛知私学奨学資金財団事務局 名古屋市熱田区沢下町8番4号 TEL：（052）881-8475